

障害福祉サービス等報酬改定検討チーム	
第16回(H29.12.7)	資料2

# その他検討事項について

# 福祉・介護職員処遇改善加算の見直しについて

## 現状・課題

- 障害福祉人材の処遇改善については、これまでも様々な対応を行ってきており、
  - ・平成21年度の障害福祉報酬改定においては、障害福祉従事者の処遇改善に重点をおいた改定を実施
  - ・同じく平成21年度に、補正予算で創設した福祉・介護職員処遇改善交付金により、月額平均15,000円相当の処遇改善を実施
  - ・平成24年度報酬改定においては、継続的に処遇改善に取り組むために、障害福祉サービス等報酬において福祉・介護職員処遇改善加算を創設
  - ・平成27年度報酬改定においては、福祉・介護職員処遇改善加算の拡充を行い、月額平均12,000円相当の処遇改善を実施する等の取り組みを行ってきている。
- また、平成29年度には臨時の報酬改定を行い、福祉・介護職員処遇改善加算について、現行の位置づけを前提として、これを維持しつつ、現行の福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅰ)の算定に必要な要件に加えて、新たに、経験若しくは資格等に応じて昇給する仕組み又は一定の基準に基づき定期に昇給する仕組みを設けること」とのキャリアパス要件を設け、これらを全て満たす事業者を対象に、上乘せ評価(月額平均1万円相当)を行う区分(加算(Ⅰ))を創設している。
- 福祉・介護職員処遇改善加算の取得率については、平成29年8月サービス提供分において、加算(Ⅰ)(※27,000円+10,000円相当)が51.2%、加算(Ⅱ)(※27,000円相当)が12.9%、加算(Ⅲ)(※15,000円相当)が11.6%、加算(Ⅳ)(※Ⅲ×0.9)が1.0%、加算(Ⅴ)が(※Ⅲ×0.8)が0.6%となっている。
- このうち、加算(Ⅳ)及び(Ⅴ)は、平成21年度補正予算で措置された福祉・介護職員処遇改善交付金について、平成22年10月サービス分からキャリアパス要件を課すこととした際、要件の一部を満たさない事業者に対する減算のための区分として創設されたものであるが、これらの取得率はともに1%以下で推移している。
- なお、第153回介護保険給付費分科会では、処遇改善加算(Ⅳ)及び(Ⅴ)は、要件の一部を満たさない事業者に対し、減算された単位数での加算の取得を認める区分であり、取得率については1%程度で推移していることを踏まえて、
  - ・介護職員処遇改善加算(Ⅳ)及び(Ⅴ)については、報酬体系の簡素化の観点も踏まえ、一定の経過措置を設けた上で廃止することとしてはどうか
  - ・また、その間、介護サービス事業所に対してはその旨の周知を図るとともに、より上位の区分の取得について積極的な働きかけを行うこととしてはどうかという議論がなされた。

## 論 点

- 介護報酬における処遇改善加算の議論を踏まえ、福祉・介護職員処遇改善加算の取り扱いについてどう考えるか。



- 福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅳ)及び(Ⅴ)については、平成26年度以降、取得率は1.0%以下を推移していることや、本来、充足すべき加算の要件を満たしていないことを踏まえ、介護報酬での対応と同様に、一定の経過措置を設けた上で廃止することとしてはどうか。
- なお、その間、障害福祉サービス等事業所に対してはその旨の周知を図るとともに、より上位の区分の取得について積極的な働きかけを行うこととしてはどうか。

※ 平成29年度より実施している「福祉・介護職員処遇改善加算の取得促進特別支援事業」について、平成30年度概算要求において必要な予算を要求中。

# 福祉・介護職員処遇改善加算の区分



## 算定要件

キャリアパス要件Ⅰ  
及び  
キャリアパス要件Ⅱ  
及び  
キャリアパス要件Ⅲ  
＋  
職場環境等要件を満たす  
(平成27年4月以降実施する取組)

キャリアパス要件Ⅰ  
及び  
キャリアパス要件Ⅱ  
＋  
職場環境等要件を満たす  
(平成27年4月以降実施する取組)

キャリアパス要件Ⅰ  
又は  
キャリアパス要件Ⅱ  
＋  
職場環境等要件を満たす

キャリアパス要件Ⅰ  
キャリアパス要件Ⅱ  
  
職場環境等要件  
のいずれかを満たす

キャリアパス要件Ⅰ  
キャリアパス要件Ⅱ  
  
職場環境等要件  
のいずれも満たさず

- (注) 「キャリアパス要件Ⅰ」…職位・職責・職務内容等に応じた任用要件と賃金体系を整備すること  
 「キャリアパス要件Ⅱ」…資質向上のための計画を策定して研修の実施又は研修の機会を確保すること  
 「キャリアパス要件Ⅲ」…経験若しくは資格等に応じて昇給する仕組み又は一定の基準に基づき定期に昇給を判定する仕組みを設けること  
 「職場環境等要件」…賃金改善以外の処遇改善を実施すること  
 ※就業規則等の明確な書面での整備・全ての福祉・介護職員への周知を含む。

# 福祉・介護職員処遇改善加算の請求状況

	平成26年度	平成27年度		平成28年度			平成29年度			
	平成27年 3月サービス 提供分	平成27年 4月サービス 提供分	平成27年 10月サービス 提供分	平成28年 4月サービス 提供分	平成28年 10月サービス 提供分	平成29年 3月サービス 提供分	平成29年 4月サービス 提供分	平成29年 6月サービス 提供分	平成29年 7月サービス 提供分	平成29年 8月サービス 提供分
処遇改善加算 (Ⅰ) (27,000円 +10,000円)	—	—	—	—	—	—	48.8%	50.4%	51.0%	51.2%
処遇改善加算 (Ⅱ) (27,000円)	—	50.6%	53.0%	55.7%	56.8%	56.8%	14.8%	13.4%	13.1%	12.9%
処遇改善加算 (Ⅲ) (15,000円)	69.4%	21.9%	19.5%	16.5%	16.4%	16.2%	11.8%	11.7%	11.7%	11.6%
処遇改善加算 (Ⅳ) (Ⅲ×0.9)	1.1%	1.1%	1.0%	1.1%	1.1%	1.1%	1.0%	1.0%	1.0%	1.0%
処遇改善加算 (Ⅴ) (Ⅲ×0.8)	0.7%	0.6%	0.6%	0.5%	0.5%	0.6%	0.6%	0.6%	0.6%	0.6%
合計	71.2%	74.2%	74.1%	73.8%	74.8%	74.7%	77.0%	77.1%	77.4%	77.3%

※太枠は平成29年度報酬改定後  
※国保連データ

# 障害福祉サービス等従事者の平均給与額の状況(常勤の者、職種別)

○ 福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅰ)～(Ⅳ)を取得(届出)している事業所等における福祉・介護職員(常勤の者)の平均給与額について、平成27年と平成28年の状況を比較すると、13,807円の増となっている。

	平成28年9月	平成27年9月	差 (平成28年－平成27年)
福祉・介護職員	297,069円	283,262円	13,807円
看護職員	401,324円	390,660円	10,664円
理学療法士・作業療法士	377,015円	364,186円	12,829円
相談支援専門員	342,283円	335,699円	6,584円
サービス管理責任者	358,207円	345,959円	12,248円
聴能・言語機能訓練担当職員	358,997円	352,002円	6,995円
機能訓練担当職員	305,084円	299,607円	5,477円
心理指導担当職員	333,926円	311,865円	22,061円
地域移行・定着支援従事者(※)	273,604円	238,930円	34,674円
管理栄養士・栄養士	323,889円	315,419円	8,470円
調理員	275,920円	267,298円	8,622円
事務員	322,990円	308,529円	14,461円
その他職員	387,097円	377,187円	9,910円

注1)福祉・介護職員は、ホームヘルパー、生活支援員、児童指導員、指導員、保育士、世話人、職業指導員、地域移行支援員、就労支援員、訪問支援員。

注2)平成27年と平成28年ともに在籍している者の平均給与額を比較している。

注3)平均給与額は基本給(月額)＋手当＋一時金(4～9月支給金額の1/6)により算出。

注4)(※)は、集計対象数が30未満。

# 福祉・介護職員の処遇改善についてのこれまでの取組

## ① 平成21年4月：障害福祉サービス等報酬改定 +5.1%改定

⇒ 福祉・介護従事者の人材確保・処遇改善等を図る。

## ② 平成21年10月～平成24年3月：福祉・介護職員処遇改善交付金（補正予算）

⇒ 平成21年度補正予算（平成21年4月の経済危機対策）において、福祉・介護職員の処遇改善等の支援を行うための措置を講じた。（1人当たり、1.5万円相当）

## ③ 平成24年4月：障害福祉サービス等報酬改定 +2.0%改定

⇒ 「福祉・介護職員処遇改善加算」の創設により、処遇改善交付金による処遇改善を継続。（1人当たり、1.5万円相当）

併せて、交付金の申請率が低いこと等を踏まえ、算定要件を緩和した「福祉・介護職員処遇改善特別加算」を創設。（1人当たり、0.5万円相当）

## ④ 平成27年4月：障害福祉サービス等報酬改定 ±0%改定

⇒ 「福祉・介護職員処遇改善加算」について、現行の加算の仕組みは維持しつつ更なる資質向上の取組、雇用管理の改善、労働環境改善の取組を進める事業所を対象に、更なる上乘せ評価（1人当たり、1.2万円相当）を行うための新区分を創設。

## ⑤ 平成29年4月：障害福祉サービス等報酬改定 +1.09%改定

⇒ 「福祉・介護職員処遇改善加算」について、福祉・介護職員の技能・経験等に応じた昇給の仕組みを構築した事業者に対して、新たな上乘せ評価（1人当たり、1万円相当）を行うための新区分を創設。

## 1. 改定率について

- 平成29年度障害福祉サービス等報酬改定は、障害福祉人材の処遇改善について、平成29年度より、キャリアアップの仕組みを構築し、月額平均1万円相当の処遇改善を実施するため、臨時に1.09%の報酬改定を行うものである。

## 2. 平成29年度障害福祉サービス等報酬改定の基本的考え方とその対応

- 事業者による、昇給と結びついた形でのキャリアアップの仕組みの構築について、手厚く評価を行うための区分を新設する。
- 新設する区分の具体的な内容については、現行の福祉・介護職員処遇改善加算（Ⅰ）の算定に必要な要件に加えて、新たに、「経験若しくは資格等に応じて昇給する仕組み又は一定の基準に基づき定期的に昇給を判定する仕組みを設けること（就業規則等の明確な書面での整備・全ての福祉・介護職員への周知を含む）」とのキャリアパス要件を設け、これらを全て満たすことを要することとする。

# 福祉・介護職員処遇改善加算の取得促進特別支援事業

平成29年度予算額：約16億円（（目）障害者総合支援事業費補助金）

実施主体：都道府県、指定都市、中核市、その他市町村等

補助率：10/10

## 事業趣旨

今般の処遇改善を臨時の障害福祉サービス等報酬改定により実施することに鑑み、都道府県等が行う事業所への周知や、新たに拡充する加算の取得に係る助言等の取組みを支援し、各事業所における処遇改善加算の取得を促進する。

以下の事項に係る事業及びその他目的を達成するために必要な事業を行う。

### （1）制度の周知・広報

臨時の報酬改定により加算制度を創設することに鑑み、特に丁寧に周知を図るため、事業所や福祉・介護職員向けのリーフレット等の配布や連絡会議、講習会を開催する。

### （2）事業所への助言・指導

コールセンターの設置や、また、専門的な相談員（社労士等）の派遣等により、加算取得に必要な賃金規程の整備の具体的手順や、規定の内容等に係る個別の助言・指導を行う。

### （3）審査体制の確保

加算取得に係る審査業務の急激な増加が見込まれるため、審査業務を滞りなく実施するために、非常勤職員を雇用すること等により、必要な体制を確保する。

### （4）システムの改修

報酬改定に伴い、都道府県等において事業所情報や受給者情報等の管理・伝送システムの改修が見込まれることから、制度を適正に運営するために、必要なシステムの改修を行う。

## 事業内容(例)

## 論点3

- 介護職員処遇改善加算(Ⅳ)及び(Ⅴ)は、要件の一部を満たさない事業者に対し、減算された単位数での加算の取得を認める区分であり、これらの区分の取得率については1%程度で推移している。
- このような状況を踏まえ、介護職員処遇改善加算(Ⅳ)及び(Ⅴ)のあり方についてどのように考えるか。

## 対応案

- 介護職員処遇改善加算(Ⅳ)及び(Ⅴ)については、報酬体系の簡素化の観点も踏まえ、一定の経過措置を設けた上で廃止することとしてはどうか。  
また、その間、介護サービス事業所に対してはその旨の周知を図るとともに、より上位の区分の取得について積極的な働きかけを行うこととしてはどうか。
- ※平成29年度より実施している「介護職員処遇改善加算の取得促進特別支援事業」について、平成30年度概算要求においても必要な予算を要求中。

# 介護職員処遇改善加算の請求状況

	平成26年度	平成27年度			平成28年度			平成29年度			
	平成27年 3月サービス 提供分	平成27年 4月サービス 提供分	平成27年 10月サービス 提供分	平成28年 4月サービス 提供分	平成28年 10月サービス 提供分	平成29年 3月サービス 提供分	平成29年 4月サービス 提供分	平成29年 6月サービス 提供分	平成29年 7月サービス 提供分	平成29年 8月サービス 提供分	
処遇改善加算 (Ⅰ) (27,000円 +10,000円)	—	—	—	—	—	—	64.8%	65.4%	65.9%	66.2%	
処遇改善加算 (Ⅱ) (27,000円)	—	66.1%	68.8%	71.5%	73.0%	73.3%	13.8%	13.5%	13.4%	13.2%	
処遇改善加算 (Ⅲ) (15,000円)	81.2%	18.6%	16.8%	14.2%	13.9%	13.7%	9.6%	9.5%	9.4%	9.4%	
処遇改善加算 (Ⅳ) (Ⅲ×0.9)	1.1%	0.9%	0.9%	0.8%	0.9%	0.9%	0.8%	0.8%	0.8%	0.8%	
処遇改善加算 (Ⅴ) (Ⅲ×0.8)	1.2%	1.0%	1.1%	1.0%	1.0%	1.0%	0.8%	0.8%	0.8%	0.8%	
合計	83.5%	86.6%	87.6%	87.6%	88.7%	88.9%	89.7%	90.0%	90.3%	90.4%	

※太枠は平成29年度介護報酬改定後

※厚生労働省「介護給付費等実態調査」の平成27年4月～平成29年9月審査分(前月サービス提供分)の特別集計により算出